生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

1. 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

2. 道路の構造上又は橋その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路

3. 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4. 自動車専用道路

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
（2026年）
改正道路交通法施行令施行

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と指定されている中央線がない道路では、最高速度は 30km/h ではなく 40km/h となります。

▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。

▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

生活道路とは？

地域住民の日常生活に利用される中央線等がない比較的狭い道路のことです。

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html